

第24期第28回農業委員会総会

◇日時 令和4年10月14日(金)午後2時00分

◇場所 昭島市役所庁議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 8番 篠 吉和 9番 指田 貞芳

◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長 それでは、只今から、第28回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
8番 篠委員 9番 指田委員 を指名します。

議長 これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (3件)
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について (専決) (1件)

議長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積231㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積33㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積181㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積89㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積257㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積366㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積42㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積287㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積350㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積161㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積155㎡ 面積合計2,152㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年8月31日から令和4年9月30日まで 備考 平成25年9月13日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長 本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条(議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」)に基づき退席いたします。

暫時休憩いたします。（■■■■委員退席）

議長

再開します。
当該農地の耕作状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員

はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者、職代、宮崎委員、C班（木野委員、篠委員）と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を西に進み、■■■■を西に約500m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、稲刈りが終了したところでした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、稲作の準備（荒くれ、代かき、堀さらい、種まき、苗育成）、田植え。夏は、稲育成、畦の草刈り、防鳥対策。秋は、稲刈り、防鳥対策撤去。冬は、荒くれです。出荷状況は、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議案第1号 番号1の審議が終了いたしましたので、■■■■委員の入室を願います。
本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。
暫時休憩いたします。

議長

再開します。

議長

次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積49の内26㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積198㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積250㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積844㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積965㎡ 番号2-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,319㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積515㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積198㎡ 面積合計4,315㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年10月1

日から令和4年9月30日まで 備考 平成28年9月14日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員

はい、説明いたします。
番号2-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会いは、申請者の母・配偶者・弟、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■■へ約25m進み、左折し、■■■■■■を北東へ約425m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、樹木用の苗圃になっていまして、番号2-2と合わせて樹種が59種、全1351本栽培しています。中ほどに鉄板敷の搬出路、南側に土盛りがあり、他は全体に樹木が植えられていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、生産管理、除草、防虫。秋は、生産管理、枯れ枝払い。冬は、生産管理、剪定です。出荷状況は、■■■■■■■■■■。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。
続きまして、番号2-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会いは、申請者の母・配偶者・弟、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■■へ約25m進み、左折し、■■■■■■を北東へ約576m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、樹木用の苗圃になっていまして、番号2-1と合わせて樹種が59種、全1351本栽培しています。中ほどには鉄板敷の搬出路、南東には野菜畑があります。野菜畑では、八ツ頭数株、モロヘイヤ1株、オクラ1株、ピーマン3株、ミョウガ8株が作付けされていまして。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、苗圃については、春と夏は、生産管理、除草、防虫。秋は、生産管理、枯れ枝払い。冬は、生産管理、剪定です。野菜畑については、春と夏は、八ツ頭、オクラ、ピーマン、茄子、キュウリ、モロヘイヤ、ミョウガ。秋は、休耕。冬はノラボーです。出荷状況は、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。
番号2-1の筆境について、現地には杭がなく確認できませんでした。また、そこにあるチップ小屋の扱いについて、事務局から補足説明があります。

事務局

はい、事務局。
総会資料4ページをご覧ください。■■■■■■と■■■■■■という筆がありますが、その境付近に鉄骨にビニールを張った施設がありまして、チップが中にあります。ここは適格者を受けの際に申請人と話をしまして、剪定した枝をチップにして堆肥化し、この苗圃で使用することでしたので、農業用施設として認められるものとなります。現地確認では境界線がかかっている、かかっていないという話になりましたが、どちらにしても問題のないものとなっていますので、よろしく願います。
以上です。

議長

ありがとうございました。
以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

4番委員 | その施設を作る時、農業委員会に許可申請はされていきましたか。

農政係長 | 適格者で現地を見に行った際に、お話を聞いて確認をしております。

4番委員 | わかりました。

議長 | 他に何か質問等ございますか。

委員一同 | ありません。

議長 | 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 | 異議なし。

議長 | ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 | 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 | 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積899㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積52㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積1,342㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積1,067㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積280㎡ 番号3-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積551㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積381㎡ 面積合計4,572㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年11月1日から令和4年9月30日まで 備考 平成7年9月20日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長 | 当該農地の耕作状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 | はい、説明いたします。
番号3-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者の妹の配偶者、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間120日。土地の案内につきましては、■■■■と■■■■が交差する■■■■■■■■■■を■■■■へ194m進み、■■■■■■■■■■を左折し、南へ94m進み右折し、西へ84m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、梨が32本、新高、秋月、幸水を栽培していきまして、下草も良好な状態に管理されていきました。野菜はブロッコリー10作、茄子4作、オクラ4作、サツマイモ5作、モロヘイヤ等が栽培されていきました。地番■■■■は土壌改良中で、将来は里芋等を栽培予定とのことです。また、物置として使用中のビニールハウスが1棟ありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、梨の受粉・摘花・消毒、種まき、苗植え、管理、収穫。夏は、下草刈り、袋掛け、梨の収穫、種まき、苗植え、管理、収穫。秋は、土づくり、剪定、種まき、苗植え、管理、収穫。冬は、土づくり、剪定、種まき、苗植え、管理、収穫です。出荷状況は、■■■■と■■■■です。納税

猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。
続きまして、番号3-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者の姉の配偶者、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■と■■■■が交差する■■■■■■■■■■から西へ15m進み左折し、■■■■■■■■■■の後ろの通りを南へ93m進み、右折し18m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、温室3棟で栽培・観賞用の花卉類を生産・栽培・販売しており、主にビオラ、パンジー等が栽培されています。1棟目の温室で約8割、2棟目の温室で約5割のポッド苗を栽培中で、温室以外の部分は防草シートで覆われていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、出荷作業。夏は、栽培管理。秋は、栽培管理、植替え作業。冬は、土づくりです。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■■■、■■■■■■へ出荷しています。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、全体の面積に対して栽培量が少ない点を指摘しました。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積306㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■■■■■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図と公図は総会資料9ページを参照してください。調査年月日は、令和4年10月10日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から、■■■■■■を東へ約210m進み左折し、■■■■■■に約20m進み右折し、北方向に約80m進み左折し、15m進んだ土地です。農地の状況ですが、更地状態で地盤工事中でした。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、空き地。北は、アパートです。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議長

委員

委員